

特定人材採用促進支援事業（その1）委託業務仕様書

1 事業目的

東三河への若者の就職を促進するため、地元高校生に対して、当地域の人材不足が顕著な業界における魅力ある企業の情報等を積極的に提供し、地元定着を図る。

また、高校生が就職する際のミスマッチ解消及び地元中小企業のPRを目的としてオープンファクトリーを実施することで、さらなる地元人材の確保につなげる。

2 業務名

特定人材採用促進支援事業委託業務（その1）

3 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

4 業務内容

（1）業務構成

・特定人材採用促進支援事業

- | | |
|-------------------|------|
| ① TSUNAGUプロジェクト | 1回以上 |
| ② 高校生向けオープンファクトリー | 3回以上 |

（2）業務の詳細

・特定人材採用促進支援事業

① TSUNAGUプロジェクト

○ 趣旨

東三河地域で企業の人材不足解消を図るために、地元企業の魅力を知ること、人材不足解消とともにアントレプレナーシップの育成を図る。そのため、東三河全校種と連携し、個別企業による仕事説明などを実施する。業界の正しい知識や働き方を学んでもらい、興味関心を高め、東三河地域における人材不足の解消と地域に貢献できる人材の育成を図る。

○ 内容及び実施方法

- ・開催時期：令和7年6月から12月までの間に1回以上
- ・参加対象：主に東三河地域内の専門学科等の高校生
- ・規模：定員460名程度/回で実施すること
- ・当日のプログラム、企業紹介リーフレットを作成し、事前に生徒へ配布すること。
- ・当日、体調不良者が出た場合に必要な処置ができるよう準備すること。
- ・事業を円滑かつ効果的に実施するため、県との連絡調整を随時行うこと。
- ・終了後、アンケート調査を実施し、その集計・分析を行うとともに、実績を報告すること。
- ・参加企業の決定にあたっては、開催前に県と協議のうえ決定すること。

② 高校生向けオープンファクトリー

○ 趣旨

東三河の地元中小企業が知名度不足から生じる人材不足の課題及び高校側での生徒の就職後のミスマッチの課題があるため、両者を結びつけて課題解決を図るオープンファクトリーを実施することで、さらなる地元人材の確保及び地元定着を行う。また地元中小企業を対象に動画作成及びPRすることにより知名度不足を解消する。

○ 内容及び実施方法

【オープンファクトリー】

- ・開催時期：令和7年5月から令和8年2月まで
- ・対象者：主に東三河の高校生
- ・規模：定員20名以上/回とし、3回以上開催すること
- ・参加企業：東三河に営業所のある企業
- ・開催方法：工場見学を中心とした実地での開催
- ・参加者については、東三河地域の高校の生徒を中心に適切な時期及び手法で周知・募集行い、参加者の負担が重くならないように努めること。
- ・3回の開催場所はそれぞれ東三河地域で異なる市町村とすること。また1回あたりの見学企業については2社以上となるようにすること。
- ・対象企業については、地元経済界と連携するなどして幅広く募集を行うよう努めること。
- ・工場見学だけでなく、ものづくりの体験や社員とのトークセッションなど、会社の魅力が十分に伝わる内容とすること。
- ・参加者の安全に十分配慮を行い、事故等の防止に努めること。

【東三河の企業PR動画】

- ・製作数は4本以上（1本あたり約90秒程度）とし、それぞれの動画で紹介する東三河の地域企業が異なるように作成すること。
- ・東三河地域の中小企業を中心に、ものづくりなど地域の特色をPRできる内容とすること。
- ・上記の作成した動画について一定期間を設けて、対象となる地域や年齢を絞ってYouTube等の動画プラットフォームにて広告発信を行うこと。また、その効果については検証し、県に報告すること。

5 業務実施上の留意点

- (1) 本委託業務の経理を明確にするため、他の経理と区別して会計処理を行うこと。会計帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間は県の求めに応じ、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (2) 業務日誌かこれに相当するものを作成すること。
- (3) 各業務の遂行にあたっては、参加者の安全に十分配慮するとともに、必要に応じ傷害保険等の保険に加入すること。

6 成果品（業務報告書）

- (1) 紙媒体
2部（正本1部、副本1部）、本事業の取組について詳細に明記したもの。
- (2) 業務報告書の概要版
2部（正本1部、副本1部）、A3判1枚程度にまとめたもの。
- (3) 電子データ（動画データ、URL含む）

7 その他

- (1) 事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (2) 事業の専任担当者を置くこと（当課の他の事業と重複しないこと）。
- (3) 作業の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (4) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (5) 本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、県に遅滞なく報告するとともに、受託事業者は誠意をもって対応し解決すること。
- (6) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (7) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本業務で使用する写真等について、受託事業者以外の者が著作権を保有している場合については、県と調整のうえ、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (9) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。